

# 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案の概要

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日・閣議決定）に基づき、社会保険診療報酬支払基金法について所要の改正を行い、民間法人化するものである。

## 1. 背景

社会保険診療報酬支払基金については、特殊法人等整理合理化計画において、「レセプト審査・支払いを主たる業務としつつ、老人保健関係業務等を併せ実施する組織として民間法人化する」こととされ、基本金の廃止や国の規制の緩和など「民間法人」の要件に合致するよう所要の改正を行うものである。

## 2. 概要

### (1) 基本金

政府の拠出（40万円）を含む100万円の基本金規定を廃止する。

### (2) 役員の選出方法

役員の選出は大臣の「委嘱」から大臣の「認可」を受けて選任することに変更する。

### (3) 業務範囲

「第1条の目的を達成するために必要な業務」を追加する。

### (4) 審査委員会の委員（学識経験者）の推薦

大臣推薦を廃止する。

### (5) 財産目録及び事業状況報告書

毎事業年度提出する財産目録及び事業状況報告書に係る厚生労働大臣の承認を廃止する。

### (6) 起債の禁止

起債の禁止規定を廃止する。

### (7) 大臣による役員の解任

解任命令に従わない場合に限り、解任できるものとする。

### (8) その他

## 3. 施行期日

平成15年10月1日（一部の規定にあっては、公布の日）

照会先：保険局保険課（3247）